

ID: 21

担当部署: 各課共通

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	大河原町分担金等の督促及び延滞金に関する条例 第4条		
例規番号	昭和41年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 町長は、分担金等を納期限までに納入しなかったことについて、他の条例の定めるもののほか、やむを得ない理由があると認めるときは、前条の規定による延滞金を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日